

学校規模適正化（学校再編）に関する暫定基本方針

1 趣旨

鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、平成 19 年度中に学校規模適正化推進方針を策定する予定であるが、それまでの間、地域の実情に応じて学校規模適正化（学校再編）の早期な対応が必要な地区についての取組みを進めるため、次のとおり「学校規模適正化（学校再編）に関する暫定基本方針」を定めるものである。

2 基本方針

(1) 対象学校

小学校、中学校別に検討するものとする。

(2) 施設設置

既存の学校施設、設備を最大限活用し、新設での新築は行わないものとする。

既存施設を活用するときは、耐力度簡略調査等の結果を踏まえたものとする。

(3) 学校規模

国の基準（一学年、小学校 2 学級以上 3 学級以下・中学校 4 学級以上 6 学級以下）を原則とする。

地域の実情に応じて必要がある場合には、小・中学校各学年 1 学級以上とすることができるものとする。

(4) 学校区

小学校は、現行の中学校区域内を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、中学校区域を越えることもできるものとする。

中学校は、隣接する現行の中学校区域を基本とする。ただし、地域の実情、地理的及び地形的な条件に応じて、隣接する中学校区域を越えることもできるものとする。

(5) 通学条件

国の基準に基づき、徒歩で片道小学校 4 k m、中学校 6 k m 以内を基本とし、この基準を超える児童生徒については、スクールバス等の通学手段を考慮するものとする。

(6) 跡地利用

学校規模適正化（学校再編）の結果、使用しなくなる学校施設については、地域及び教育委員会において跡地利用の方策等を検討するものとする。

3 検討する形態

地区懇話会が設置されるまでの間、地域の保護者、学校関係者及び有識者等で検討を行い、意見を集約の上、その検討結果を教育委員会に提出するものとする。

4 適用期間

この基本方針は、平成 19 年 6 月 6 日から「学校規模適正化推進方針」を策定するまでの間とする。